

鳥栖中学校生活規定

鳥栖市立鳥栖中学校
生徒指導部

<登校について>

1. 登校

- (1) 朝は、8時10分までには教室に入り、読書を開始する。8時10分を始業時間とする。
- (2) 登校した生徒から、身支度をし、宿題等を提出する。

2. 自転車通学

- (1) 許可された生徒（通学距離が2.5km以上）だけが、ヘルメットを着用し、自転車通学を行う。
- (2) 自転車通学者は、学校が定めた自転車通学者の規則を遵守する。

<校内生活について>

1. 朝の集会（学年集会、生徒集会、全校集会等）

- (1) 体育館で行う場合、8時10分に各教室前から入場を開始する。

2. 始業、休み時間

- (1) 授業の始めの号令は、チャイムが鳴り始めるのと同時にかける。（着席のまま礼）
- (2) 休み時間は、次の授業の準備とトイレを済ませ、チャイムの前に席に着いておく。

3. 昼食

- (1) 学級ごとに昼食をとる。他の学級には行かない。
- (2) 給食終了までは教室から出ない。

4. 掃除

- (1) 分担に従い、協力して無言で行う。（無言清掃）
- (2) 掃除用具は、丁寧に扱う。破損した場合は、直ちに担当の先生に届け出る。

5. 外出

- (1) 原則として、外出は認めない。
- (2) やむを得ない理由で外出が必要な場合は、担任等に届け出て、許可をもらう。

6. 欠席、遅刻、早退、保健室利用

- (1) 欠席、遅刻は、8時00分までに保護者からマチコミメールで連絡をしてもらう。
- (2) 保健室利用は、原則1時間を上限とし、体調が改善しない場合は、早退し、自宅で療養する。
- (3) 早退は、担任や学年職員、養護教諭等が保護者に連絡をし、迎えに来てもらう。

<服装について>

1. 頭髪等

- (1) 頭髪は眉を越さないようにする。また、肩にかからないようにする。
- (2) 髪が肩につくような場合には、耳の後ろ、耳の上部より上にならないところで結ぶようにする。結ぶゴムの色は黒・紺・茶とする。
- (3) 髪飾りは使用しない。髪止め用のピンなどは黒・紺・茶とする。（前髪をピンでとめる場合は、横でとめる）
- (4) 整髪料は使用しない。髪の色を染め、脱色をしない。特異な髪型は原則認めない。
- (5) 眉毛は、抜く、剃る等の加工をしない。
- (6) ピアス、ネックレス、ミサンガ等の装飾品は原則認めない。

2. 制服

【制服A】（詰襟学生服）

- (1) 制服は学校指定の黒の標準学生服とし、変形服は着用しない。
- (2) ズボンはストレートタイプとする。
- (3) 夏、冬服ともに左胸にクリップ式の名前札を着ける。朝の会、帰りの会で着脱する。
- (4) 夏服は、校章入りの指定の白半袖シャツとし、ズボンの中に入れる。

【制服B】（セーラー服）

- (1) 制服は学校指定の紺のセーラー服（ウエストチャックがないもの）とし、エンジのネクタイをつける。
- (2) セーラー服の長さは、身動きしても下着が見えない程度にする。
- (3) スカートの長さは、ひざがかくれる程度にする。
- (4) 夏、冬服には、左胸にクリップ式の名札をつける。朝の会、帰りの会で着脱する。
- (5) 夏服は、校章、名前入りの指定のセーラー服とする。

【令和5年度以降の新制服】

新制服は、暑さ・寒さ、多様性（性差なしモデル）、機能性、安全性などへの対応と、市内全体でリユースできるもの等を主な目的にして、令和5年度から市内共通デザイン（ブレザー型）を導入したものである。「鳥栖市標準服」のタグが付いたデザインの制服を着用する。鳥栖市内の4つの販売店のいずれでも購入できる。新制服への移行期間（R5～9年度）を5年間設定する。この間に入学した生徒は、旧制服（いわゆる旧制服のお下がり）を着ることもできる。また、令和4年度以前の入学生徒も新制服を着用することができる。

(1) ネクタイとリボン ※着用はワンタッチ式

- ・ネクタイ又はリボンのいずれかを選択し、冬服のときは、常時着用する。

(2) 冬服のカラータブ（1校1色）＋タブ留めバッジ

- ・冬服の時は、常時着用する。
 - ・鳥栖市内中学校別に色分けしており、鳥栖中は「えんじ色」とする。
- ※《参考》カラータブの色分けは、基里中：だいだい色、田代中：みず色、鳥西中：みどり色

(3) 夏服ポロシャツ

- ・白色と紺色の2種類があり、どちらを選択してもよい。
- ・ポロシャツ裾は、ズボンやスカートの中に入れなくてもよい。それを前提にした裾丈になっている。

(4) ブレザーの下に着る防寒着

- ・ブレザーの下に着る防寒着は、Vネックのニットベスト、Vネックの袖有りニット（前留めのカーディガンタイプではないもの）とし、白、黒、紺、茶、グレーの単色無地のものとする。（制服販売店で推奨品の取扱い有り、市販のものでも可。）

(5) 夏、冬服ともに左胸にクリップ式の名前札を着ける。朝の会、帰りの会で着脱する。

3. 靴・靴下

(1) 下履きは、白もしくは黒の運動に適したひも付きタイプとする。

- ＊下履きは、白もしくは黒の単色とし、白黒が混在した物は認めない。また、ハイカットのシューズは認めない。

(2) 上履きは、学校指定の上靴とする。（令和6年度・・・1年生：青色 2年生：緑色 3年生：赤色）

(3) 靴下は、白、黒、紺色の無地とする。

- ＊丈は、くるぶしより上とする。靴下は、おりまげない。
- ＊ワンポイントの色は、白、黒、紺色はよい。
- ＊メーカーのロゴ等外側（横、後ろ）と内側についているものは可。足の甲のロゴは不可。
- ＊ラインが1周しているものは認めない。

(4) 冬期における、スカート着用時のタイツ（レギンスタイプ不可）は、黒色とする。ただし、ハーフパンツ使用（体育の授業）時は、ソックスに履き替える。

4. 制服の下に着用するもの

(1) 冬の制服の下には、白、黒、紺、茶、グレーの無地のものを着用する。制服の中に収まるように着用する。

- ＊首もとも制服から出ないようにする

(2) 夏の制服の下には、下着の色が透けないように白、黒、紺、ベージュ、グレーなどの無地の下着を着用する。

5. ベルト

(1) スラックスの場合は、幅2.5～3cm程度で、黒の派手でないベルトを使用する。

(2) スカートの場合は、ベルトを使用しない。

6. カバン・セカンドバッグ

(1) 通学には、校章入りのスリーウェイバッグを使用する。

- （R5年度以降は校名入りのリュックタイプに仕様変更。入学年度によらず、どちらも使用可能。）

(2) 荷物が多い場合は、セカンドバッグとして、黒、紺、グレーのスポーツバック（長さ45cm、高さ30cm程度）のものを認める。トートバッグや部活動のエナメルバック等は使用しない。

- ＊セカンドバッグのみでの通学は、認めない。

7. 体育の服装について

(1) 体操服、体育館シューズ、帽子は、学校指定のものとする。

- ＊体操服：紺色のジャージ上下、体育シャツ（半袖、長袖）、ハーフパンツ
- ＊体育館シューズ：（令和6年度・・・1年生：青色 2年生：緑色 3年生：赤色）

(2) 下靴は、通学用の靴を使用する。

8. 防寒具

- (1) マフラー・手袋・ネックウォーマーの着用を認める。ただし、着脱については昇降口で行うこととする。
- (2) 登下校時の防寒着として、ジャージの着用を認める。(冬服を着た上で、それでも寒いときに着用を許可する。) また、部活動で揃えているウィンドブレーカーの着用も認める。部活動に入っていない生徒については、白、黒、紺、茶、グレーの防寒着を認める。
- (3) 防寒具の使用期間については、学校からの指示に従う。
- (4) カイロは使ってもよい。ただし、持ち帰ること。学校のゴミ箱に捨てないこと。

9. 不要物

- (1) お菓子やマンガ本・雑誌・ゲーム類、ピアス・ネックレス等の装飾品など、学校生活に不要なものは持ってこない。違反した場合は、原則、学校で一旦預かり、保護者に返却する。
- (2) 通常必要でないものを授業や放送用(CDなど)に持参する場合は、事前に担任等に申し出て許可を得ておく。
- (3) 個人の通信機器(情報端末・スマートフォン等)の学校への持ち込みは、原則禁止する。特別な事情がある場合には、校長の承認を受けた場合のみ許可することがある。(持ってくる際は、登校後すぐに職員室で担任等に預ける等の条件付きでの許可)

<校外生活について>

登下校中を含め学校以外での生活は、基本的に「学校管理外」であり保護者の指導・管理及び責任の下で、安全かつ健康的な生活が営まれるべきものです。特に、以下については、広く学校生活に通じる部分があり、また、佐賀県生徒指導連盟協議会の共通実践事項に係るものもことから、学校としての判断基準・推奨基準を示すものとします。保護者の皆様には、犯罪被害防止・健全育成の観点から、是非御参考の上、ご理解とご協力をお願いします。

※学校管理外で発生した子ども同士のトラブルは、原則、その保護者同士の相互の話し合いによって解決いただきますことを、予めご了承ください。

(1) 外出について

- ① 外出の際は、犯罪被害防止・健全育成の観点から、清潔感があり、派手さを避けた服装を心がけましょう。また、防犯のために、防犯ブザーを持って外出することを推奨します。
- ② 保護者に行き先や帰宅時間を告げ、明るいうちに帰宅しましょう。
- ② 保護者同伴以外は、夜間の外出・外泊をしないようにしましょう。(許可だけでは不可)
- ③ 犯罪被害・加害の防止の観点からインターネットカフェ、まんが喫茶への出入りは禁止とします。
- ④ 映画館・ボウリング場、ゲームセンター・ゲームコーナー(プリクラを含む)、カラオケボックスなどの遊戯場へ行くときは保護者同伴で行きましょう。

(2) 事故・問題行動の防止について

- ① 情報端末を持たせる際は、情報モラルを理解させた上でフィルタリングを施し、保護者が利用状況を定期的に点検して管理ください。未成年者の端末は保護者の名義、もしくは保護者が同意した端末です。したがって、スマートフォン等に関わる友人間のトラブルは、原則、その保護者同士で解決していただきます。
- ② 安全確保の観点から自転車に乗るときは、常にヘルメットを着用しましょう。
- ③ 海水浴、登山、キャンプ、スキー、花火などは保護者もしくは責任ある指導者が同伴して行いましょう。
- ④ その他、注意が必要な行動等
 - ア 法律や条例等で禁止されている行為 [処罰の対象です]
 - イ インターネットやメール、SNS等で知り合った見知らぬ人と連絡を取ったり会ったりすること
 - ウ SNS等で私的(個人的)な写真・動画を無断で公開、拡散させること
 - エ 公園などの公共施設での迷惑行為
 - オ 刃物、モデルガン(エアガン等)等の所持と危険な玩具での遊び
 - カ 情報端末等でのわいせつな画像の所持、有害図書・ビデオ等の視聴
 - キ 危険な場所での遊泳や釣り、スケートボード
 - ク 友人間での金銭及びの貸し借り、物品の売買(トレカやゲームソフト等)
 - ケ 火遊び(激しい音の出る爆竹やロケット花火を含む) など

附則 令和6年8月26日施行

※鳥栖中学校生活規定については、学校教育や社会の実情に合わせて、継続的に見直し、検討を行っていきます。